

町営住宅 柏尾団地
《入居申込案内書》



《1戸募集／C-101》

募集期間：令和8年4月14日（火）から
令和8年4月28日（火）まで

神 河 町

1. 申し込みから入居まで

【入居申し込み】

- ・受付期間 令和8年4月14日(火)から令和8年4月28日(火)まで
- ・申し込み先 神河町役場 住民生活課 (TEL 0790-34-0963)
- ・申し込み要領 入居申込書のほかに3、4ページ記載の必要書類を添えて提出してください。
- ・その他 内見いただけます。担当課に事前にお申し込みください。
ただし、土日祝日を除く、開庁時間帯(8:30~17:15)に限り
ます。

※ご注意

申込は一世帯1通に限り、2通以上の申込があった場合はすべて無効。



【審査・選考】

- ・入居資格があるか審査をし、その結果資格者が募集戸数よりも多い場合は、入居者選考審査会で審査し、住宅困窮の高い方から入居者を選定します。
入居者選考審査会においても入居順位の定め難い者については、抽選により入居者を決定します。



【審査結果通知】

- ・申込まれた方全員に通知します。(令和8年5月上旬頃)



【入居】

- ・入居日：令和8年5月上旬(入居手続き完了後)となります。
- ・指定日に敷金(基本家賃の3ヶ月分)を持参の上、連帯保証人が連署した請書などを提出していただきます。
- ・町が指定した日から14日以内に入居していただきます。(婚約者との申し込みの場合は入籍の後、入居していただきます。) 正当な理由がなく期間内に入居されない時は、辞退とみなします。
- ・住民票を柏尾団地に移していただきます。

【お問い合わせ・お申込みは】

〒679-3116

神崎郡神河町寺前64番地 神河町役場 住民生活課

TEL 0790-34-0963

2. 申 込 資 格

町営住宅に応募される方は、次の①～⑥の全ての項目に該当していることが必要です。

① 現に同居し、又は同居しようとする親族のある方（裁量階層世帯は除く）

- * 内縁関係にある方や婚約者のある方も申し込みできます。（内縁関係にある方は、住民票で未届けの夫または妻となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことを確認できること。）
- * 家族構成が夫婦または親子を主としたもので、入居される方が原則として2人以上であること。（友人などの寄り合い世帯、兄弟、姉妹のみの世帯、他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、または姉妹を呼んで同居するなど不自然な合体・分離をした世帯については、申し込みできません。）

② 現在、住宅に困っておられる方

- * 自己の責により住宅の立ち退きを求められている方は申し込みできません。
- * 持ち家の方は、入居時まで持ち家を処分できないと申込できません。

③ 収入基準を満たす方

対象内容	収入月額
入居者が身体障害者である場合、その他の特に住居の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合について（裁量階層世帯）	214,000 円以下
上記以外の場合について	158,000 円以下

裁量階層世帯とは、次の①②のいずれかに該当する世帯をいいます。

- ① 申し込み本人が 60 歳以上で、かつ、同居親族のいずれもが 60 歳以上の方又は満 18 歳未満の場合
- ② 申し込み本人、又は同居親族が次のア～ケのいずれかにあたる場合
 - ア 身体障害者手帳の交付を受け 1 級から 4 級までの障害のある方
 - イ 療育手帳の交付を受け、障害の程度欄が「A」または「B1」の方
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項の 1 級または 3 級の精神障害者の方
 - エ 障害基礎（国民）年金及び障害厚生年金の 1 または 2 級の障害のある方
 - オ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の特別項症から第 6 項症まで、又は第 1 款症の障害のある方
 - カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - キ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引き揚げた日から 5 年未満の方
 - ク ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等、に該当する方
 - ケ 中学校を卒業するまでの者がいる方

④ 連帯保証人のある方

* 申込本人と同程度以上の収入（158,000円以上）のある連帯保証人1名が必要です。

⑤ 地方税等の滞納がない方

* 世帯を構成する方が、お一人でも債権（税金、手数料等）の滞納がある場合は、賃貸住宅に入居することはできません。

⑥ 暴力団員でない方

* 暴力団員又は暴力団密接関係者は、賃貸住宅に入居することはできません。

3. 入居申し込み必要書類

(◎は必ず、○は申し込み月に応じて、△は該当者のみ)

区 分		① 入居 申込書	② 入居 申込理由書	③ (本籍及び続柄) 住民票 謄本	④ (婚姻予定者のみ) 婚姻届出予定日を記載した誓約書	⑤ 健康保険資格 確認書(写し)	⑥ 課税(所得)証明書 (直近のもの)	⑦ 源泉徴収票	⑧ 納税証明書 (前年度のもの)	⑨ 在職証明書	⑩ 給与支払証明書	⑪ 事業所得明細書 (確定申告書)	その他 (該当者のみ)
給与 所得者	現在の勤務先に 令和6年12月31日以前に 就職している方	◎	◎	◎	△	◎	◎	○	◎	◎	—	—	④ ⑦ ⑨ ⑩ ⑪
	現在の勤務先に 令和7年1月1日以降に 就職された方	◎	◎	◎	△	◎	◎	—	◎	◎	◎	—	
事業 所得者	現在の事業を 令和6年12月31日以前から 開業された方	◎	◎	◎	△	◎	◎	—	◎	—	—	—	
	現在の事業を 令和7年1月1日以降に 開業された方	◎	◎	◎	△	◎	◎	—	◎	—	—	◎	
現在 無職・無収入の方		◎	◎	◎	△	◎	◎	—	◎	—	—	—	

※ 上記の区分により次の関係必要書類を持参してください。

- ① 入居申込書
太枠内を漏れなく記入し押印ください。
- ② 入居申込理由書
入居申し込み理由を詳しく記入ください。なお、公募数に対し応募数が上回った場合、入居者選考の基礎資料となります。
- ③ 住民票謄本
入居予定者の「世帯全員の住民票」
(外国人の方は在留カード又は特別永住者証明書をご持参ください。)
- ④ 婚姻届出予定日を記載した誓約書
婚姻予定者のみ、婚姻届出予定日を記入したものに署名・押印して提出してください。(任意様式で可)
- ⑤ 健康保険資格確認書(写)などの保険資格が確認できるもの
入居を希望される世帯員全員分提出してください。
- ⑥ 課税(所得)証明書
令和7年1月1日現在の住所地の市(区)役所、町役場で交付を受けてください。課税証明書の交付を受けられない場合、非課税証明書を提出。
- ⑦ 給与所得の源泉徴収票
上記⑥があれば不要。該当者のみ(前年所得が確認できない場合)。
- ⑧ 納税証明書
現在の住所地の市(区)役所、町役場で交付(前年度の納付状況がわかるもの)を受けてください。
- ⑨ 在職証明書
現在の勤務先から証明を受けてください。(任意様式)
- ⑩ 給与支払証明書
令和7年1月1日以降に就職し、引き続いて勤務している方は、現在の勤務先から証明を受けてください。(任意様式)
- ⑪ 事業所得明細書(確定申告書の写し)
上記⑦があれば不要。該当者のみ(前年事業所得が確認できない場合)。

《現在退職され収入が無くなった方》

* 退職証明書

退職している場合、勤務していた先で証明を受けてください。(任意様式)

《現在、賃貸住宅(借家含む)にお住まいの方》

* 現在賃貸住宅家賃の支払い状況が確認できる書類

現在、借家にお住まいの方は、家賃のかよい帳(通帳のコピー)など家賃の支払い状況が確認できる書類を提出してください。

4. 入居者の選考方法

- * 募集戸数以上の申込みがあった場合、神河町営住宅設置条例第9条の規定に基づき選考します。
- * 上記により入居優先順位を決め難い場合は、抽選その他公正な方法により入居者を選定します。

5. 収入基準

* 次の①または②により計算してください。

申し込み本人及び同居親族（婚約者を含む）で収入のある方全員の年間総収入または年間総所得金額（令和6年1月から令和6年12月まで）が対象となり、1年に満たない場合は、その実績をもとに③の計算式により1年分を見込み算出してください。

① 所得のある方が1人で、特別控除対象者（控除合計金額算出の②から⑧に該当する方）のいない世帯

次の早見表にあてはまる方が申し込みできます。

・給与・事業等所得の方

（単位：円）

区 分		入居家族数及び入居しない扶養親族数（申し込み本人を含む）				
		単身者	2 人	3 人	4 人	5 人
給与所得の方	年間総所得金額（税込み）	2,967,999 (3,887,999) 以下	3,511,999 (4,363,999) 以下	3,995,999 (4,835,999) 以下	4,471,999 (5,311,999) 以下	4,947,999 (5,787,999) 以下
事業等所得の方	年間総所得金額	1,896,000 (2,568,000) 以下	2,276,000 (2,948,000) 以下	2,656,000 (3,328,000) 以下	3,036,000 (3,708,000) 以下	3,416,000 (4,088,000) 以下

※（ ）内の金額は裁量階層世帯の場合

・年金所得の方

（単位：円）

入居家族数及び入居しない扶養親族数 （申し込み本人を含む）			
単身者	2 人	3 人	4 人
3,028,001 (3,924,001) 以下	3,534,667 (4,391,765) 以下	4,041,333 (4,838,824) 以下	4,495,295 (5,285,883) 以下

※（ ）内の金額は裁量階層世帯の場合

② 上記の①以外の世帯

次の要領で収入月額を計算してください。

計算方法 (A) - (B) ÷ 12 か月 = 収入月額

(A) 下表参照 (B) 7 ページ参照

収入月額が 158,000 円以下なら申し込みできます。

なお、裁量階層世帯の場合は、収入月額が 214,000 円以下であれば申し込みできます。

④とは……年間総所得金額（または、年間合計総所得金額）

◎ 給与所得及び年金所得の方は、下記の要領で年間総収入金額（税込み金額）から年間総所得金額を計算してください。

◎ 事業所得の方は、そのまま金額が年間総所得金額です。

・給与所得の方

年間総収入（税込み）金額		年間総所得金額の計算式	年間総所得金額④ <input type="text"/> 円 ⑤所得のある方が2人以上の世帯は、ここで所得を合算してください。
551,000 円未満		年間総所得金額＝「0」円	
551,000 円以上 1,619,000 円未満		年間総所得金額＝年間総収入金額－550,000 円	
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満		年間総所得金額＝「1,069,000」円	
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満		年間総所得金額＝「1,070,000」円	
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満		年間総所得金額＝「1,072,000」円	
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満		年間総所得金額＝「1,074,000」円	
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 (ア)収入金額÷4,000 円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。 (イ)上の(ア)で算出した数値に4,000 円を掛ける。 次に(イ)で算出した金額を右の算出式にあてはめてください。	左のとおり端数整理した支払金額×0.6 +100,000 円	
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満		左のとおり端数整理した支払金額×0.7 -80,000 円	
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満		左のとおり端数整理した支払金額×0.8 -440,000 円	
6,600,000 円以上～8,500,000 円未満		年間総収入金額×0.9-1,100,000 円	

・年金所得の方

年齢	年間総収入金額	年間総所得金額の計算式	年間総所得金額④ <input type="text"/> 円 ⑤所得のある方が2人以上の世帯は、ここで所得を合算してください。
65 歳以上の方	1,100,000 円以下	年間総所得金額＝「0」円	
	1,100,001 円以上 3,300,000 円未満	年間総収入金額－1,100,000 円	
	3,300,000 円以上 4,100,000 円未満	年間総収入金額×0.75－275,000 円	
	4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	年間総収入金額×0.85－685,000 円	
65 歳未満の方	600,000 円以下	年間総所得金額＝「0」円	
	600,001 円以上 1,300,000 円未満	年間総収入金額－600,000 円	
	1,300,000 円以上 4,100,000 円未満	年間総収入金額×0.75－275,000 円	
	4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	年間総収入金額×0.85－685,000 円	

(注) 給与所得と年金所得のある方は、上表により給与収入の所得金額を、また下表により年金収入の所得金額を計算し、合算したものが年間総所得金額④となります。

㊸とは……控除合計金額

㊹次の要領で控除合計を計算してください。

控 除 名		控除対象者の範囲	計 算 式	控除合計金額㊸ <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">円</div>
①	扶養・同居親族控除	申し込み本人以外の入居家族 および別居している所得税法 上の扶養親族	380,000円×()人＝	
特 別 控 除 対 象 者	② 老人控除対象 配偶者控除	70歳以上の扶養親族・配偶者	100,000円×()人＝	
	③ 老人扶養控除			
	④ 特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族	250,000円×()人＝	
	⑤ 寡婦(夫)控除	死別、離婚したのち婚姻をして いない者など ※事実婚の解消を含む	270,000円×()人＝ (その者の所得金額が27万 円未満のときはその額)	
	⑥ ひとり親控除	死別、離婚したのち婚姻をして いない者などのうち生計を一 にする子がある者	350,000円×()人＝ (その者の所得金額が35万 円未満のときはその額)	
	⑦ 特別障害者控除	申し込み本人あるいは①の該 当者で、1～2級の身障者など	400,000円×()人＝	
⑧ 障害者控除	申し込み本人あるいは①の該 当者で、3～6級の身障者など	270,000円×()人＝		
⑨	給与所得控除	申込者本人又は同居親族で過 去一年間において給与所得又 は公的年金等に係る雑所得を 有する者	100,000円 ①～⑧と重複して控除す ることができます。	
⑩	公的年金等控除			

㊺ 就業又は開業されてから1年未満の世帯の計算方法

収入(就職した翌月から
申し込み月の前月まで)

働いた月数(就職した翌月か、×12か月+夏期・冬期などのボーナス支給(推定額)＝推定年間総収入金額
ら申し込み月の前月まで)

<事業等所得の方も同様にして年間総所得金額を推定してください>

(注意) 今後、国の制度の見直しに伴い月収額の区分、控除の内容等が変更になるこ
とがあります。

6. 注意事項

- * 申し込みは、一世帯一住宅に限ります。
- * 入居後は、柏尾区(自治会)に入り、区民としてお付き合いをして頂きます。
- * 申し込み後に、連絡先・申し込み内容等の変更、他の住宅を確保されたため申
し込みが不要となった場合は、必ず申し出てください。
- * 団地内では、犬、猫、鳥などの動物の飼育は認めていません。(障害者で盲導
犬などを必要とされる方は、ご相談下さい。)

7. 住宅の概要

名 称：公営住宅 柏尾団地（平成 30 年築）

住 所：神崎郡神河町柏尾 148 番地 C-101 号室

構 造：木造 2 階建て、3LDK

《位置図》



《間取り》



1F 平面図



2F 平面図

